平成２１年（フ）第２２７５号
名古屋市昭和区妙見町106番地の３　クオリテ山手通107号
破産者　堀田　　登
１　決定年月日　平成21年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２５９号
北海道石狩市新港東２丁目16番７号
破産者　株式会社ハンドメイドファニチャー
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０８７号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字東７番地の２
破産者　有限会社伊藤管工
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９０号
仙台市泉区七北田字日野137番地の１
破産者　株式会社錦戸造園
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８１号
茨城県筑西市一本松1200番地の１
破産者　有限会社染谷建設
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第９５０号
千葉県船橋市新高根６丁目22番９号　スカイハイツ203号
破産者　安田　尚子
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２４号
千葉県東金市小沼田字午開1554番地３
破産者　有限会社丸代塗装
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２８号
千葉市美浜区幸町２丁目14番13棟210号
破産者　山口　　博
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６７号
千葉市中央区今井３丁目23番19号　ルミエール蘇我203号
破産者　市村　　雪
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３６号
千葉県南房総市千倉町忽戸644番地６
破産者　新井　淑子
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第３８５号
神奈川県厚木市飯山3004番地の16
破産者　有限会社翔和
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第１６４２号
最後の住所名古屋市中区栄１丁目18番１号　ハイツサンライズ905号
破産者　亡小笠原誠治相続財産
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５４３号
名古屋市中区錦３丁目25番12号
破産者　株式会社エイチアイワールド
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６号
三重県熊野市井戸町1020―４松ノ木団地１―106、住民票上の住所三重県熊野市木本町779番地の２
破産者　鈴木みどり
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第７２４号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字針木原14番地１、商業登記簿上の本店所在地京都府相楽郡精華町大字祝園小字佃92番地の２
破産者　株式会社中谷組
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１７年（フ）第７７０号
兵庫県姫路市御国野町深志野555番地の１
破産者　櫻井　文策
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第９７８号
兵庫県姫路市栗山町134番地
破産者　有限会社本田商店
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６１号
山口県宇部市大字船木1381番地８
破産者　有限会社西京商運
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第３３４号
高知県土佐市蓮池4040番地２
破産者　有限会社新生工房
１　決定年月日　平成21年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３号
埼玉県八潮市緑町２丁目３番地４
破産者　有限会社東都設備工業
１　決定年月日　平成21年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７９４号
東京都調布市富士見町１丁目40番地１富士見第２市営住宅Ｄ―103
破産者　見上　浩子
１　決定年月日　平成21年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部